16 就労

(1) 就労のための相談・支援機関

名称	所 在 地	電 話 番 号 FAX番号	管 轄 地 域
ハローワーク広島 (広島公共職業安定所)	〒730-8513 広島市中区上八丁掘 8-2 (広島清水ビル 1~4 階)	082-223-8609 082-223-5122	広島市のうち中区、西区、 安佐南区、佐伯区(湯来 町、杉並台を除く)
ハローワーク広島東	〒732-0051	082-264-8609	広島市のうち東区、南区、
(広島東公共職業安定所)	広島市東区光が丘 13-7	082-264-1355	安芸区、安芸郡
ハローワーク可部 (可部公共職業安定所)	〒731-0223 広島市安佐北区可部南三丁目 3-36	082-815-8609 082-814-6222	広島市のうち安佐北区、 山県郡
ハローワーク広島西条	〒739-0041	082-422-8609	東広島市
(広島西条公共職業安定所)	東広島市西条町寺家 6479-1	082-422-7294	
ハローワーク竹原 (広島西条公共職業安定所 竹原出張所)	〒725-0026 竹原市中央五丁目 2-11	0846-22-8609 0846-22-9316	竹原市、豊田郡
ハローワーク呉	〒737-8609	0823-25-8609	呉市、江田島市
(呉公共職業安定所)	呉市西中央一丁目 5-2	0823-22-1106	
ハローワーク尾道	〒722-0026	0848-23-8609	尾道市、世羅郡
(尾道公共職業安定所)	尾道市栗原西二丁目 7-10	0848-23-2852	
ハローワーク福山	〒720-8609	084-923-8609	福山市
(福山公共職業安定所)	福山市東桜町 3-12	084-931-8486	
ハローワーク三原	〒723-0004	0848-64-8609	三原市
(三原公共職業安定所)	三原市館町一丁目 6-10	0848-62-0130	
ハローワーク三次	〒728-0013	0824-62-8609	三次市
(三次公共職業安定所)	三次市十日市東三丁目 4-6	0824-62-1859	
ハローワーク安芸高田 (三次公共職業安定所 安芸高田出張所)	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 1814-5	0826-42-0605 0826-42-0224	安芸高田市
ハローワーク庄原 (三次公共職業安定所 庄原出張所)	〒727-0012 庄原市中本町一丁目 20-1	0824-72-1197 0824-72-7533	庄原市
ハローワーク府中	〒726-0005	0847-43-8609	府中市、神石郡
(府中公共職業安定所)	府中市府中町 188-2	0847-43-1115	
ハローワーク廿日市	〒738-0033	0829-32-8609	廿日市市、広島市佐伯区
(廿日市公共職業安定所)	廿日市市串戸四丁目 9-32	0829-32-3350	のうち湯来町、杉並台
ハローワーク大竹 (廿日市公共職業安定所 大竹出張所)	〒739-0614 大竹市白石一丁目 18-16	0827-52-8609 0827-53-8609	大竹市
独立行政法人高齢・障害・ 求職者雇用支援機構広島 支部 広島障害者職業センター	〒730-0004 広島市中区東白島町 14-15 (NTT クレド白島ビル 12 階)	082-502-4795 082-211-4070	

◆障害者就業・生活支援センター

▼停音往机未。工伯		- • /		声 :			
名 称		所	在 地		話 番 号 A X番号	·	掌轄地域
広島障害者就業・生活ラセンター	文援	メゾン寿々	黄川町二丁目 5−6 屋 201 号		297-5011 297-5012	安佐南区 高田市、 町	中区、西区、佐伯区、 工、安佐北区)、安芸 安芸太田町、北広島
広島東障害者就業・生活 援センター	古文	(就労サポー	砦草町 15−20 トセンターSOAR 5階)	082-	262-5100 262-5102		東区、南区、安芸区)、海田町、熊野町、坂
呉安芸地域障害者就美 生活支援センター	夫・ 「	(呉市福祉:	丁目 12-21 会館 3 階)		-25-8870 -25-8868	呉市、江	田島市
広島中央障害者就第 生活支援センター	€ • J	(サポートス	条町西条 414-31 トフィス QUEST 内)	082-	490-4050 427-6280	東広島市町	5、竹原市、大崎上島
みどりの町障害者就美 生活支援センター	-		町箱川 1470−2		-35-3350 -35-3339		
三原センター	-	〒729-0418 三原市本郷 とよの郷内	北三丁目 4-5	0848-	-86-2345 —	三原市、	尾道市、世羅町
尾道センター		〒722−0215	郎町三成 1190−1	0848	-48-5066 —		
東部地域障害者就第 生活支援センター		(パレットせ	府中市広谷町 959−1 いわ 2 階)		-46-2636 -44-6624		
福山事務所			町南二丁目 11-22 かセンター2 階)		926-3805 926-3806	福山市、	府中市、神石高原町
広島西障がい者就業 生活支援センターもみ	き・ -	(あまのコ プラザ LaLa	戸五丁目 3-45 ミュニティーケア 2階)		-34-4717 -34-4718	大竹市、	廿日市市
備北障害者就業・生活 センター			市東三丁目 14−1 上保健センター 1 階)		-63-1896 -63-1897	三次市、	庄原市
名 称			所 在 地		電話	番号	FAX 番号
広島障害者職業能力開	発校	〒734-00 広島市南	003 可区字品東四丁目 1-	23	082-254	1-1766	082-254-1716
訓練科名	定員	訓練期間	訓	棟 内	容		対 象 者
CAD技術科	15	2年	2次元 CAD 及び3次			-	
情報システム科	10	2年	情報技術全般に関す 発におけるプログラ 計の知識・技術等				知的障害以外の 障害者
W e b デザイン科	10	2年		ホームページ作成に必要なビジュアルデザ インの知識、ソフトウェア操作等			
O A ビジネス科	17	1年	簿記会計、税務、社会保険、OA 機器操作等		知的障害以外の身体 障害等		
O A ビジネス科 (音声パソコンコース)	3	1年	接機		知的障害以外の視覚 障害者		
事 務 実 務 科	10	1年	パソコン操作、事務	5一般、	ビジネス・	マナー等	知的障害以外の精 神・発達障害者
総合実務科	30	1年	流通、物流、環境(礎、事務補助、調理		屋外)整備、	就業基	知的障害者
総 合 実 務 科 (チャレンシ゛コース)	前期 5 後期 5	6 か月	流通、物流、環境整	を備等			知的・身体障害以外 の発達障害者
合 計	105	看護師	币、精神保健福祉士	(PSV	V)、手話追	通訳員を配	<u>ーー</u> 記置しています。

(2) 雇用の安定のための制度

施策の種類	内容	金額等	問合せ先
職場適応訓	事業主に委託し、実際の職場で作業	i i	公共職業安
練	について訓練を行うことにより、作業	業主には委託費を支給しま	定所
	環境に適応することを容易にし、訓練	す。	(ハローワーク)
	終了後は、その訓練を行った事業所に		D co 乡叨
	雇用してもらうことを期待して実施します。		P. 82 参照
トライアル	ます。 就職が困難な障害者を、ハローワー	 【精神障害者の場合】	
雇用助成金	クまたは民間の職業紹介事業者等の紹	・助成期間:最長6か月	
	介により、一定期間試行雇用を行う事	•助成額:	
障害者	業主に対して助成。	雇入れから3か月間→	
トライアル		1人あたり月額最大8万円	
[コース]		雇入れから4か月以降→ 1人あたり月額最大4万円	
		【上記以外の場合】	
		助成期間:最長3か月	
		・助成額:1人あたり月額最大	
		4万円	
トライアル 雇用助成金	直ちに週 20 時間以上勤務することが難しい特神院実まれたび発達院実著	1人あたり月額最大4万円 (最長12か月間)	
惟用助风壶 障 害 者	が難しい精神障害者および発達障害者 の求職者について、3 か月から 12 か月	(取及12 //-/月间)	
短時間	の期間をかけながら 20 時間以上の就		
トライアル	業を目指して試行雇用を行う事業主に		
[コース]	対して助成。		
特定求職者	障害者などの就職が特に困難な者	【身体・知的障害者(重度以外)】	
雇用開発	を、ハローワークまたは民間の職業	・1 人あたり 120 万円	
助成金	紹介事業者等の紹介により、継続して	(中小企業以外 50 万円)	
特定就職	雇用する労働者として雇い入れた	・短時間労働者(※)は 80 万 円	
困難者	(※)事業主に対して助成。(※)雇用保険一般被保険者として雇い	(中小企業以外 30 万円)	
コース	入れ、対象労働者の年齢が 65 歳以	【身体・知的障害者(重度また	
	上に達するまで継続して雇用し、	は45歳以上)、精神障害者】	
	かつ、当該雇用期間が継続して2年	・1 人あたり 240 万円 (中小会業以内 100 天田)	
	以上(重度障害者等を短時間労働者	(中小企業以外 100 万円) ・短時間労働者(※) は 80 万	
	以外として雇い入れる場合にあっては3年以上)であることが確実と	円	
	認められること。	(中小企業以外 30 万円)	
		(※) 1週間の所定労働時間が	
		20 時間以上 30 時間未満 の者(以下同じ)	
特定求職者	発達障害者または難治性疾患患者	1 人あたり 120 万円	
雇用開発	を、ハローワークまたは民間の職業紹	(中小企業以外 50 万円)	
助 成 金	介事業者等の紹介により、継続して雇	短時間労働者は80万円	
「数法陪审书	用する労働者として雇い入れた(※)	(中小企業以外 30 万円)	
│ 発達障害者・ │ 難 治 性 疾 患	事業主に対して助成。 (※)雇用保険一般被保険者として雇い		
患者雇用開発	入れ、対象労働者の年齢が 65 歳以		
ロース.	上に達するまで継続して雇用し、		
	かつ、当該雇用期間が継続して2年		
	以上あることが確実と認められる		
	こと。		

施策の種類	内 容	金額等	問合せ先
キャリアアッ	正規·無期転換	【身体・知的障害者(重度)、精神障害者】	公共職業安
プ助成金	有期雇用労働者を正規雇用労働者	・有期→正規:1人あたり120万	定所
(· · · · · -)	(※) または無期雇用労働者に、	円(中小企業以外 90 万円)	(ハローワーク)
障害者正社員	無期雇用労働者を正規雇用労働者(※)	・有期→無期:1人あたり60万	
し 化コース	に転換する。	円(中小企業以外 45 万円)	P. 82 参照
		・無期→正規:1人あたり60万 円(中小企業以外45万円)	
	(※) 多様な正社員 (勤務地・職務	一 「一 「一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
	限定正社員、短時間正社員)を含む。	【上記以外の障害者】	
		・有期→正規:1人あたり90万	
		円(中小企業以外 67.5 万円)	
		・有期→無期:1人あたり45万	
		円 (中小企業以外 33 万円) ・無期→正規:1 人あたり 45	
		万円(中小企業以外 33 万円)	
	①職場復帰支援助成金	対象障害者1人につき月4万	(独) 高齢・
等助成金	職場復帰のために必要な職場適応の	5千円まで(中小企業は月6万円	障害・求職
	措置の実施	まで)	者雇用支援
		• 支給期間: 1年間	機構
		・対象障害者等の職場復帰から3か月以内に措置を開始すること	広島支部高
		が要件です。	齢・障害者
	②中途障害者等技能習得支援助成金	・助成率:対象費用の4分の3	業務課
	職場復帰にあたって職務転換後の業	・ 対象障害者1人につき年20	電話:082
	務に必要な知識・技能を習得させるた	万円まで(中小企業は年30万円	545-7150
	めの研修の実施	まで)	
		・支給期間:1年間 ・対象障害者等の職場復帰から3	
		か月以内に措置を開始すること	
		が要件です。	
	③中高年齡等障害者技能習得支援助成	・助成率:対象費用の4分の3	
	金	・対象障害者1人につき年20万	
	加齢に伴う心身の変化により生じる	円まで(中小企業または調整金支	
	課題を解消するための知識・技能を習	給調整対象事業主は年30万円 まで)	
	得するための研修の実施	・支給期間:1年間	
		・中途障害者の方は手帳交付日等	
		から6か月を超える期間が経過	
		していることが対象障害者等と	
		なる要件です。	
	④職場介助者の配置又は委嘱助成金	・助成率:対象費用の4分の3	
	業務遂行のために必要な職場介助者	・配置1人につき月15万円まで ・委嘱1人につき1回1万円ま	
	の配置または委嘱	で・年150万円まで	
		支給期間:10年間	
		・対象障害者等が雇用後1年を超	
		える期間が経過している場合は	
		対象となりません。	
	⑤職場介助者の配置又は委嘱の継続措	・助成率:対象費用の3分の2 ・配置1人につき月13万円まで	
	置に係る助成金 上記④の支給期間が終了する事業主	・配直1人につき月13月日まで・委嘱1人につき1回9千円ま	
	正記他の又結期间が終了9つ事業主 で、職場介助者の配置または委嘱の措	で・年135万円まで	
	置を継続して行う場合	・支給期間:5年間	
		・支給期間は上記④の支給期間終	
		了後5年間となります。	

施策の種類	内	容	金額等	問合せ先
障害者介助 等助成金	⑥職場介助者の配置 年齢等措置に係る助成 加齢に伴う心身の る課題を解消するため 助者を配置または委嘱 の手話通訳・よ	え金 ○変化により生じ ○に必要な職場介	・助成率:対象費用の3分の2 ・配置1人につき月13万円まで (中小企業または調整金支給調整対象事業主は月15万円まで) ・委嘱1人につき1回9千円まで・年135万円まで(中小企業または調整金支給調整対象事業主は1人につき1万円まで・年150万円まで・年150万円まで) ・支給期間:10年間・中途障害者の方は手帳交付日等から6か月を超える期間が経過していることが対象障害者等となる要件です。 ・助成率:対象費用の4分の3	(独)高齢・ 障害・東 養 大島・ 大島・ 大島・ 大島・ 大島・ 大島・ 大路 大路 大路 大路 大路 大路 大路 大路 大路 大路 大路 大路 大路
	置又は委嘱助成金 聴覚障害者の雇用 話通訳・要約筆記等担 は委嘱 ⑧手話通訳・要約筆 置又は委嘱の継続措置	当者の配置また 記等担当者の配	・配置1人につき月15万円まで ・委嘱1人につき1回1万円まで・年150万円まで ・支給期間:10年間 ・対象障害者等が雇用後1年を 超える期間が経過している場合 は対象となりません。 ・助成率:対象費用の3分の2 ・配置1人につき月13万円まで	
	上記⑦の支給期間 主で、当該担当者の配 措置を継続して行う場 ⑨手話通訳・要約筆	が終了する事業 置または委嘱の 合	 ・委嘱1人につき1回9千円まで・年135万円まで ・支給期間:5年間 ・支給期間は上記⑦の支給期間終了の翌日から5年間となります。 ・助成率:対象費用の3分の2 	
	置又は委嘱の中高年齢成金 加齢に伴う心身の る課題を解消するため 訳・要約筆記等担当者 嘱	変化により生じ)に必要な手話通	・配置1人につき月13万円まで (中小企業または調整金支給調整象事業主は月15万円まで) ・委嘱1人につき1回9千円まで・年135万円まで(中小企業または調整金支給調整対象事業主は1人につき1回1万円まで・年150万円まで) ・支給期間:10年間・中途障害者の方は手帳交付日等から6か月を超える期間が経過していることが対象障害者等となる要件です。	

応策の種類 内容 金額 等 間合 (銀) (北) (
職場定着のための援助や指導を行う職場支援員の配置または委嘱 ・中小企業は月4万円まで・中小企業以外は月3万円まで・中小企業以外は月1万5千円まで・中小企業以外は月1万万千円まで・中小企業以外は月1万円まで・中小企業以外は月1万円まで・中小企業以外は月7千5百円まで・中小企業以外は月7千5百円まで・中小企業以外は月7千5百円まで・中小企業以外は月7千5百円まで・中小企業以外は月7千5百円まで・中小企業以外は月7千5百円まで・中小企業以外は月7千5百円まで・東4万円まで・東4万円まで・支給期間:2年間(精神障害者は3年間)・対象障害者等の雇入日、勤務時間延長日、配置転換日、業務内容変更1、職場復居日または企業在籍型職場適応援助者助成の業長の変担から6か月以内に支援を開始することが要件です。 ①職場支援員の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金加齢に伴う心身の変化により生じる課題を解消するための援助や指導を行う職場支援員の配置または委嘱・中小企業および調整金支給調整対象事業主は月4万円まで・上記以外の事業主は月3万円まで・空の短時間労働者への配置1人につき・中小企業および調整金支給調整対象事業主は月2万円まで・中小企業および調整金支給調整対象事業主は月2万円まで・中小企業および調整金支給調整対象事業主は月2万円まで・中小企業および調整金支給調整対象事業主は月2万円まで・中小企業および調整金支給調整対象事業主は月2万円まで・中小企業および調整金支給調整対象事業主は月2万円まで・中小企業および調整金支給調整対象事業主は月2万円まで・中小企業および調整金支給調整対象事業主は月2万円まで・中小企業および調整金支給調整対象事業主は月2万円まで・中小企業および調整金支給調整対象事業主は月2万円まで・中小企業および調整をするに対している。中小企業および調整金支給調整をするに対している。中小企業は月1万円まで・中小企業の配置を・中小企業は月1万円まで・中小企業のは1万円まで・中小企業は日本に対型を・中小企業のは日本に対しまで・中小企業のは日本に対しまで・中小企業のは日本に対しまで・中小企業のは日本に対しまで・中小企業のは日本に対しまで・中小企業のは日本に対しまで・中小企業のは日本に対しまで・中小企業のは日本に対しまでは日本に対しまでは日本を・中小企業のは日本に対しまでものよりに対しまでものよりに対しまでは日本に対しまでは日本に対しまでは日本に対しまでものは日本に対しまでは日本に対しまでは日本に対しまでものよりに対しまでは日本に対しまでは上が日本に対しまではよりに対しまではよりに対しまではりまではよりに対しまではよりに対しまではよりに対しまではよりに対しまではよりに対しまではよりに対しまではよりに対しまではよりに対しまではよりに対しまではよりによりに対しまではよりに対しまではよりに対しまではよりに対しまではよりによりに対しまではよりに対しまではよりに対しまではよりに対しまではよりによりに対しまではよりに対しまではよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりにより
円まで ③特定短時間労働者への配置 1 人につき ・中小企業および調整金支給調整 対象事業主は月1万円まで ・上記以外の事業主は月7千5百円まで ・登霧嘱・委嘱1人につき1回1万円まで・288万円まで ・支給期間:6年間 ・中途障害者の方は手帳交付日等から6か月を超える期間が経過していることが対象障害者等と

II ship - or yer		A store take	
施策の種類	内 容	金額等	問合せ先
障害者介助 等助成金	⑫健康相談医の委嘱助成金 健康相談のために必要な健康相談	・助成率:対象費用の4分の3 ・委嘱1人につき1回2万5千円	(独)高齢・ 障害・求職
	医を委嘱	まで・年30万円まで ・支給期間:10年間	者雇用支援 機構
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・助成率:対象費用の4分の3 ・配置1人につき月15万円まで ・委嘱1人1回につき1万円ま	広島支部高 齢・障害者 業務課
	務を専門に担当する方の配置または委 嘱	で・年150万円まで ・支給期間:10年間	電話:082 545-7150
	④職業能力開発向上支援専門員の配置又は委嘱助成金職業能力の開発・向上のために必	・助成率:対象費用の4分の3・配置1人につき月15万円まで・委嘱1人1回につき1万円ま	
	要な業務を専門に担当する方の配置ま たは委嘱 ⑤介助者等資質向上措置に係る助成	で・年150万円まで ・支給期間:10年間 ・助成率:対象費用の4分の3	
	金 障害者の介助等の業務を行う方の	・1事業主につき年100万円ま で	
	資質の向上のための研修・講習の実施	・職場介助者、手話通訳・要約筆 記等担当者、職場支援員、職業生 活相談支援専門員、職業能力開発	
		向上支援専門員・企業在籍型職場 適応援助者の方の資質向上に資 する研修・講習を実施する場合に	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	支給します。 ・助成率:対象費用の5分の4(中小企業は対象費用の10分の9)	
	重度訪問介護サービス等を受けて いる重度障害者の業務遂行のために必 要な支援をサービス事業者に委託	・対象障害者等1人につき月13 万3千円まで(中小企業は月15 万円まで)	
		・支給期間:年度ごとに委託を開始した日から当該年度末まで ・申請には事前に市町村等への事	
		業実施の確認および相談が必要 です。	
職場適応援 助者助成金	①訪問型職場適応援助者助成金 支援計画に基づく訪問型職場適応 援助者による支援(当該事業を行う法	①訪問型職場適応援助者による 支援 ・対象障害者等が精神障害者以外	
	人に支給)	の場合、1回の支援につき4時間 以上1万8千円、4時間未満9千	
		・精神障害者の場合、1回の支援 につき3時間以上1万8千円、3 時間未満9千円	
		・1日当たり3万6千円まで(支援ケースごとの合計) ②訪問型職場適応援助者養成研	
		修を受講した場合 ・当該研修受講料の2分の1の額	
		・支給期間:精神障害者以外の場合は1年8か月、精神障害者の場合は2年8か月	

施策の種類	内容	金額等	問合せ先
職場適応援	②企業在籍型職場適応援助者助成金	①企業在籍型職場適応援助者	(独)高齢・
助者助成金	支援計画に基づく企業在籍型職場	による支援	障害・求職
	適応援助者による支援	・対象障害者等が精神障害者以	者雇用支援
		外の場合	機構
		【一般労働者】月6万円まで(中小企業は8万円まで)	広島支部高
		【短時間労働者】月3万円まで	齢・障害者
		(中小企業は4万円まで)	業務課
		【特定短時間労働者】月1万5	電話:082
		千円まで(中小企業は2万円ま	545-7150
		・対象障害者等が精神障害者の	
		場合 【一般労働者】月9万円まで	
		(中小企業は12万円まで)	
		【短時間労働者】月5万円まで	
		(中小企業は6万円まで)	
		【特定短時間労働者】月2万円	
		まで(中小企業は3万円まで)	
		②企業在籍型職場適応援助者 養成研修を受講した場合	
		・当該研修受講料の2分の1の	
		額	
		・支給期間:6か月	
	③訪問型職場適応援助者の中高年齢	①訪問型職場適応援助者によ	
	等措置に係る助成金	る支援	
	加齢に対応した支援計画に基づく 訪問型職場適応援助者による支援(当	・対象障害者等が精神障害者以外の場合、1回の支援につき4時	
	訪ー生職物過応援助有による文援(ヨー 該事業を行う法人に支給)	間以上1万8千円、4時間未満9	
	in the contract of the contrac	千円	
		・精神障害者の場合、1回の支	
		援につき3時間以上1万8千円、	
		3時間未満9千円	
		・ 1 日当たり 3 万 6 千円まで (支援ケースごとの合計)	
		②訪問型職場適応援助者養成	
		研修を受講した場合	
		・当該研修受講料の2分の1の	
		額	
		十处## 特别萨安老以从 6	
		・支給期間:精神障害者以外の場合は1年8か月、精神障害者の	
		場合は2年8か月	
		, - 1. /3	

施策の種類	内容	金額等	問合せ先
職場適応援助者助成金	②企業在籍型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金加齢に対応した支援計画に基づく企業在籍型職場適応援助者による最初の支援	①企業経過年期間に接動者による支援・対象情報を受けるを表での場合を受けるを受けるを受けるを受けるを受けるを受けるを受ける。 で、対象のは、で、対象のは、で、対象のは、で、対象のは、で、対象のは、で、対象のは、で、対象のは、で、対象のは、で、対象のは、で、対象のは、で、対象のは、で、対象のは、で、対象のは、で、対象のは、で、対象のは、が、対象のは、が、対象のは、が、対象のは、が、対象のは、が、対象のは、が、対象のは、対象のは、対象のは、対象のは、対象のは、対象のは、対象のは、対象のは	(独) ・ 障者 と 機支 に か ・ 業話・ 2 545-7150
雇用保険失 選 措置 ※険格る 格る	障害者等就職が困難な方の場合、 基本手当の支給日数が優遇されています。	45歳未満は300日分 45歳以上65歳未満は、360日 分となります(ただし、雇用 期間が1年未満の場合は150 日分※倒産・解雇、雇い止め 等、やむを得ない理由で離職 した者に限ります。)。	公共職業安 定 所 (ハローワーク) P.82参照
雇用促進支援等資金 保費預託 融資制度	○新たに障害者を常用雇用するもの ○障害者の雇用促進・維持を図るため の施設・設備の設置又は改善の事業 を行うもの 以上の条件のいずれかに該当する中 小企業者を対象に、金融機関を通じて 運転資金・設備資金を低利で融資しま す。	融資限度額 ・運転資金及び設備資金 7,000万円 信用保証等 ・原則として広島県信用保証協会による保証付き 保証人は、法人の代表者を除き原則不要	県商工労働局 経営革新課・ 雇用労働政策 課 電話 082-513-3 321

施策の種類		問合せ先
職業相談・職 業評価	就職の希望等を把握した上で必要な相談・評価を行い、就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個々人の状況に応じた「職業リハビリテーション計画」を策定します。	広島障害者職 業センター
職業準備支援	一定期間(2週~12週間)通っていただき、基本的な労働習慣の体得を図るための作業支援、職業に関する知識の習得や社会生活技能の向上等を図るための講座の受講、目標達成に向けた定期的な相談を通じて、就職または職場適応に必要な職業上の課題の把握とその改善を図ります(一人ひとりの状況に応じた個別のカリキュラムに基づいた支援を行います)。また、支援期間中からハローワークと連携した就職活動支援を行い、就職時にはジョブコーチによる職場適応支援等につなげます。	電話 082-502-4795 Fax 082-211-4070
ジョブコーチ による職場適 応支援	障害者が円滑に職場に適応することが出来るように、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者および事業主に対して、障害特性を踏まえた直接的、専門的な支援を行います。	
リワーク (職場 復帰) 支援	個別の支援計画に基づき、メンタルヘルス不調等で休職している 方に対して職場復帰に向けた準備を、事業主に対して職場の受け入 れ体制の整備についての支援を行い、円滑な職場復帰につなげてい きます。	
障害者就業・生活 支 援センター事業	就職を希望する障害者や在職中の障害者を対象として、雇用及び福祉の関係機関と連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。 《就業面での支援》 ○職業準備訓練、職場実習あっせん ○就職活動の支援 ○職場定着に向けた支援 等 《生活面での支援》 ○在職者等の生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言 ○住居、年金余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言 一般企業で就労することが困難な障害者に共同作業の場を設け	生活支援 センター P. 83 参照
小况悮作未∭	一板正乗で成分することが困難な障害者に共同作業の場を設けて、作業を通して技能訓練・生活指導等を行います。	作系別
施策の種類 就労移行支 援	<u>内</u> 容 「10 日中活動系サービス」(P. 66)参照	
就 労 継 続 支 援 (A 型)	「10 日中活動系サービス」(P.66)参照	
就労継続支援 (B型)	「10 日中活動系サービス」(P.66)参照	
就 労 定 着 支援	「10 日中活動系サービス」(P.67) 参照	

II. bits and store		HH A > 11
施策の種類	内容	問合せ先
障害者雇用率	社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用機会を確保するため、事業主が	公共職業
制度	常用労働者に対する一定割合(障害者雇用率(下表))の身体障害者、知的	安 定 所
	障害者または精神障害者を雇用することを義務付けている制度です。	(ハローワーク)
		,
	詳細については、厚生労働省ホームページをご確認ください。	P. 82 参照
	【厚生労働省ホームページ:障害者雇用率制度】	
	URL: http://www.mhlw.go.jp/	
	│ │ 令和6年4月から障害者雇用率が下記のとおり変わります。	
	〒仲0午4月かり厚音日准用学が下記のこねり変わります。 	
	【令和6年4月1日からの障害者雇用率】	
	- 【1740 中央71 1 7 7 9 7 降日有雇用中】 - 民間企業	
		'
		1 1
	一定の特殊法人等 2.8 (2.6) % (対象労働者 36 (38.5) 人以上規模の犯	47
	行政法人及び特殊法人)	
	国・地方公共団体等	_
	国・地方公共団体 2.8(2.6)%(除外職員を除く職員 36(38.5)人以」	-の
	機関)	
	都道府県等の教育委員会 2.7 (2.5) % (除外職員を除く職員 37.5 (40)	人
	以上の機関)	
	※()内は今年度の障害者雇用率	